

法務省における「犯罪被害者等基本計画」の進捗状況について

1. 「基本計画」における法務省の施策（104項目）

H17.12

H18.12

H19.12

H20.12

基本計画閣議決定

直ちに取り組む施策 (80項目)

- 日本司法支援センターによる支援
- 刑事の手続等に関する情報提供の充実
- 検察官等に対する教育の充実 等

1年以内に実施又は結論を得る施策 (1項目)

- 冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討と施策の実施

2年以内に実施又は結論を得る施策 (21項目)

- 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施
- 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施
- 公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討と施策の実施 等

※ 法律所定の検討時期等によるもの(2項目)

- 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施 等

職員等への 「犯罪被害者等基本計画」の周知状況

- ・ 本省からの事務連絡発出
- ・ 電子掲示板への掲示
- ・ 会議席上における連絡
(地方機関の長, 保護司組織の代表者等)
- ・ 各種研修における周知
(新任所長, 新任職員, 保護司等)

2. 施策の進捗状況

(1) 直ちにに取り組むこととされている施策の進捗状況

- ビデオリンク等の措置
- 犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションの充実
- 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実
- 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

各制度の適切な運用について、最高検察庁から各高等検察庁及び地方検察庁あて、通知を发出
(平成18年1月)

○ 職員等に対する研修の充実

〔 検察官 検察事務官 被害者支援員
矯正施設職員 保護観察官 保護司 〕

- ・ 犯罪被害者や支援団体の方を外部講師に招へい
- ・ 犯罪被害者の声を収めたビデオの活用
- ・ 被害者支援制度の現状を周知し、被害者支援員等相互の連携意識の向上を図るため、「被害者支援ニュース」を創刊
(被害者支援員等検察庁職員に配布)

○ 刑事の手続等に関する情報提供の充実

- ・ 犯罪被害者用パンフレットの拡充及び英語版パンフレットの作成、DVD作成、ホームページの運用管理
- ・ 被害者等からの刑事手続に関する相談への対応を行う被害者支援員の配置等

○ 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

平成18年度末までに建て替えが完了した検察庁5庁舎に設置

平成19年度に建て替えが完了する見込みの検察庁1庁舎についても設置予定

○ 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

- ・ 「法教育推進協議会」の開催
平成17年5月から同19年9月までに16回
- ・ 「はじめての法教育Q & A」の作成
学校教育における法教育の実践に資するDVD付き教材の作成

○ **矯正施設における加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」の内容充実**

「被害者の視点を取り入れた教育」研究会提言等を踏まえて策定した標準プログラムに基づき、犯罪被害者等から直接話を伺うゲストスピーカー制度を拡大したり、ビデオ教材等を活用した指導を実施

○ **受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用**

「受刑者の外部交通に関する訓令の運用について」
(平成18年5月矯正局長依命通達)

○ **保護観察所における効果的なしよく罪指導の徹底**
平成19年3月から、全国の保護観察所において、しよく罪指導プログラムを実施

○ **「子どもの人権110番」の活用・充実**

- ・ 専用相談電話番号のフリーダイヤル化
(平成19年2月22日から)
- ・ 全国一斉「子どもの人権110番強化週間」の実施
(平成19年9月17日から同年9月23日まで)

○ **「女性の人権ホットライン」の活用・充実**

- ・ 専用相談電話番号のナビダイヤル化
(平成18年4月1日から)
- ・ 全国一斉「女性の人権ホットライン強化週間」の実施
(平成19年11月12日から同年11月18日まで)

○ **「インターネット人権相談受付窓口」の新設**

- ・ 24時間365日相談の受付登録が可能
(平成19年2月22日運用開始)

○ **「犯罪被害実態調査」の実施に向けた準備**

- ・ 調査期間：平成20年1月から3月まで(予定)
- ・ 前回(平成16年2月)の調査結果を踏まえ、一層精緻な数値が得られるよう質問項目を改定するとともに、質問の方法等について検討中

● 日本司法支援センターによる支援

(平成18年4月10日設立 同年10月2日業務開始)

○ 民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減

- ・ 資力の乏しい犯罪被害者等に対する民事法律扶助制度の案内, 同制度を希望する犯罪被害者等に対する全国の地方事務所の民事法律扶助担当窓口の紹介又は転送の実施

○ 犯罪被害者等支援に精通した弁護士の紹介を含む被害者等の援助に関する様々な情報の提供

- ・ 法制度, 関係機関・団体に関する情報提供の実施, 精通弁護士名簿に基づく精通弁護士の紹介
- ・ 法テラスホームページにおいて, 関係機関・団体等に関する情報の公開

○ 犯罪被害者等の支援に携わる方々の意見を踏まえた具体的業務の在り方の準備作業の実施

○ 警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等との十分な連携

- ・ 犯罪被害者支援業務に関する関係機関等との協議の実施
- ・ 被害者支援連絡協議会への加盟
平成19年9月28日現在, 46地方事務所加盟済み
その他の地方事務所も今後実施の協議会に参加予定
- ・ 関係機関・団体等に対する「法テラスが行う犯罪被害者支援業務に関するアンケート」の実施

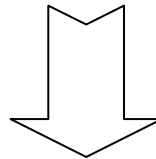
○ 日本司法支援センターの機能と犯罪被害者等支援に関する具体的情報の十分な周知

- ・ マスメディアを利用した広報活動, パンフレット・リーフレット等を用いた関係機関・団体等への広報活動の実施

(2) 1年以内に実施又は結論を出すこととされている施策の進捗状況

○ 冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての施策の実施

(従前の取扱い)
**被害者等からの希望に応じ、
公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容等を説明**



これに加えて

**平成18年3月31日から
冒頭陳述の内容を記載した書面の交付の実施を
全国で開始**

(3) 2年以内に実施又は結論を出すこととされている施策の進捗状況

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律」
「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」

(平成18年6月21日公布)

- 犯罪被害財産の没収・追徴を可能とし、得られた財産を「被害回復給付金」として財産犯等の被害者に支給する制度の創設 ⇒ 同年12月1日施行

「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための 刑事訴訟法等の一部を改正する法律」 (平成19年6月27日公布)

- ① 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の創設
- ② 刑事裁判手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度の創設
- ③ 犯罪被害者等による損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の創設
- ④ 公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大

①及び③については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において
②及び④については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において
それぞれ政令で定める日から施行

- 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入
公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「更生保護法」(平成19年6月15日公布)

- 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理
- 犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

- 判決確定後の加害者情報の犯罪被害者に対する提供の拡充
- 保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施
- 更生保護官署と保護司の協働態勢による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施

更生保護法の施行日に合わせて実施できるよう検討・準備中

また、全国の保護観察所に、被害者支援業務に従事する担当者を配置すべく準備中

(4) 法律所定の検討時期によるもの

● 「少年法等の一部を改正する法律」(平成12年法律第142号)

- 施行後5年経過に伴い、各制度の施行状況について国会報告(平成18年6月)
- 被害者団体・支援団体からのヒアリングを実施(平成18年2月、3月)
- 被害者団体、日本弁護士連合会、最高裁判所、刑法学者などを交えた意見交換会を実施(平成18年10月～12月)

現在、基本計画に沿い、上記報告をもとに、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえつつ、各方面の意見も聴取しながら検討中